

保 護 者 様

風雪水害発生時の市内小中学校の対応について

鎌ケ谷市教育委員会

日頃より鎌ケ谷市の教育につきまして、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、これまで台風などによる暴風雨の発生や局地的な集中豪雨により各地で被害が発生するなど、児童生徒の安全確保の重要性は、ますます高くなっております。これまでも本市では、児童生徒の災害時の安全確保に努めてまいりましたが、風雪水害発生時につきましては、下記の要領でおこなってまいります。保護者の皆様におかれましても、一層のご協力を宜しくお願いいたします。

記

1 風雪水害発生時の基本対応（就業時間中に暴風雨などの情報が入った場合）

風雪水害発生などの情報 → 状況判断（市教委・学校職員）

→ 警戒レベル1～2 →（小・中学校）安全確認後に状況・実態に応じ下校

→ 警戒レベル3～5 →（小学校）学校待機・集団下校・状況によっては引き渡し
（中学校）学校待機・集団下校

2 具体的な対応

（1）前日までに暴風雪雨などの情報が入った場合

①市教育委員会は、情報が入り次第、各学校にFAX等による情報提供と注意喚起を行います。

②学校は、情報を元に、保護者に対して文書や緊急メール、学校のHPを使って、翌日の登校についてお知らせします。

（2）就業時間中に警戒レベル1～5の暴風雪雨となった場合

・【大雨注意報、大雪注意報、洪水注意報、土砂災害警戒情報 発令 警戒レベル1～2】の場合の原則

小学校の対応
・教員が、学区の被災状況を確認し学区や地域が安全であることを確認後に下校させます。 ・下校については、安全確保を前提に、教員が引率をしたり、通学路の要所に教員が立って下校を見守ったり、集団下校するなど学校の実態に応じた対応をとります。
中学校の対応
・教員が、学区の被災状況を確認し学区や地域が安全であることを確認後に下校させます。 ・下校については、安全確保を前提に、集団下校する、通学路の要所に教員が立って下校を見守る、教員がパトロールを行うなど、学校の実態に応じた対応をとります。

・【大雨警報、大雪警報、洪水警報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報 発令、数十年に一度の大雨避難準備、避難指示、警戒レベル3～5】の場合の原則（各警報が発令後、近隣の状況を確認後判断する）

小学校の対応
・教員は、自身の安全を確保の上、無理をしない範囲で学区の被災状況を確認します。 ・原則は、学校待機となります。 ・学区の被災状況を確認し、学区や地域が安全であることを確認後に下校させます。 ・状況に応じて児童は学校で待機し、保護者への引き渡しとなる場合があります。 ※保護者からの依頼がある場合を除き緊急連絡カードに記載してある保護者や大人のみとなります。保護者は引き取りに来てもらうが、それまでは児童を学校で待機させます。 ・放課後児童クラブ利用児童は、開設している場合は児童クラブでの対応となります。 ・保護者不在の場合は、連絡が取れるまで学校に待機させることになります。

中学校の対応
・教員は、自身の安全を確保の上、無理をしない範囲で学区の被災状況を確認します。 ・原則は、学校待機となります。 ・学区の被災状況を確認し、学区や地域が安全であることを確認後に下校させます。 ・下校については、市教育委員会からの指示後に生徒の安全確保及び通学路の安全を確認した上で集団下校を行います。通学路の要所に教員が立って下校を見守る、教員がパトロール等を行う等、学校の実態に応じた対応をとります。

(3) 就業時間外（翌日が登校日となる休日など）に暴風雪雨等の情報が入った場合

小・中学校の対応
・登校については、市教育委員会が登校する日の前日に判断します。その後、緊急メールや学校のHP等でお知らせします。

3 その他

- ・学校から発出されている「災害発生時における学校の安全体制と対応について」も、あわせてご覧ください。